

証券コード 3802

平成25年6月5日

株 主 各 位

札幌市東区北六条東四丁目8番地

株 式 会 社 エ コ ミ ッ ク

代表取締役社長 熊 谷 浩 二

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区南一条西五丁目9番地1
ホテル オークラ札幌 2階 フォンテーヌ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第16期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第16期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類承認の件
第2号議案 剰余金処分の件
第3号議案 取締役3名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.ecomic.jp>）に掲載させていただきます。  
~~~~~

会社説明会開催のご案内

当社における事業活動をより一層ご理解いただくとともに、株主の皆様と交流をさせていただきたく、当社第16期定時株主総会終了後、会社説明会を開催することといたしました。

是非ご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、一部に弱さが残るものの各種の政策効果や景気回復への期待を背景に株価の回復も進み、持ち直しの動きが見られます。しかし海外景気の下振れによる影響については引き続き注意が必要で予断を許さない状況が続いております。

当業界におきましては、このような景気不透明感を背景に、依然として企業の効率化、省力化への動向は継続しており、今後、事業再構築の手段として、または災害等のリスク回避の手段としてアウトソーシングのニーズはより一層高まっていくと考えております。

そこで当社は、経営方針にある「お客様への価値あるサービスの提供」として、顧客企業に対し給与計算に係る人材、時間等の経営資源をより価値の高い本来業務へ転換していただくことによるコストの削減、顧客企業内からの個人情報漏洩への対策等企業リスクの観点から、給与計算アウトソーシングの提案を行ってまいりました。同時に、給与計算に付随するシステム開発という付加価値サービスの提案を行ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績については、売上高は545,329千円（前事業年度比4.1%増）、営業利益は479千円（同95.6%減）、経常利益は1,511千円（同89.5%減）、当期純損失は853千円（前事業年度は当期純利益7,488千円）となりました。

当社はペイロール事業の単一セグメントであるため、事業の種類別セグメント区分を行っておりません。この単一セグメントであるペイロール事業の業績は次のとおりであります。

当事業年度については、前事業年度に引き続き既存顧客との関係強化及び積極的な営業活動に取り組んでまいりましたが、新規顧客獲得数が当初計画に及ばず、月例給与計算業務については、42社の新規顧客獲得があったものの前年に比べ処理人数は2.8%減少し、月例給与計算売上高は2.0%

減少いたしました。その一方、住民税及び年末調整業務の処理人数は前年に比べ4.4%増加し、住民税及び年末調整売上高は8.2%増加いたしました。これにより、ペイロール事業の売上高は545,329千円（前事業年度比4.1%増）となりました。しかし、年末調整業務において作業工程の多様化に伴い人件費が増加したことにより営業利益は前事業年度に対して大幅に減少する結果となりました。

[事業の種類別売上高]

(単位：千円)

事業区分	売上高	構成比	前事業年度比
ペイロール事業	545,329	100.0%	4.1%
合計	545,329	100.0%	4.1%

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は55,441千円であり、その内訳は主に、有形固定資産では基幹システムサーバ5,740千円、年末調整システム用サーバ3,490千円、事務用機器7,418千円等、無形固定資産では年末調整システム32,745千円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況は、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の一部権利行使により537株の新株式を発行（1株当たり払込金額は第1回新株予約権78,000円、第2回新株予約権83,000円）し、総額42,011千円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (平成22年3月期)	第 14 期 (平成23年3月期)	第 15 期 (平成24年3月期)	第16期 (当事業年度) (平成25年3月期)
売上高 (千円)	465,562	466,542	523,647	545,329
経常利益 (千円)	40,368	32,594	14,447	1,511
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	20,990	31,891	7,488	△853
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	6,271.49	9,491.45	2,215.59	△244.35
総資産 (千円)	362,850	400,573	401,317	439,331
純資産 (千円)	344,134	371,038	373,526	408,049
1株当たり純資産額 (円)	102,451.46	109,807.10	109,828.33	103,618.56

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はキャリアバンク株式会社で、同社は当社の株式2,051株（議決権比率52.08%）を保有いたしております。

当社は親会社との間で、給与計算業務を受託し、人材派遣の受入、人材紹介等の取引を行っております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、輸出環境の改善や各種政策の効果などを背景として、次第に景気回復に向かうことが期待されるものの、海外景気の下振れリスクが引き続き存在し、当面予断を許さない状況が続くと見られます。それに伴い、企業は存続のために継続的なコスト削減努力が最重要課題の一つとなっております。

このような環境下、企業の講ずる合理化策・リスク回避策の一つがアウトソーシングであると思われれます。アウトソーシングを活用することにより、管理部門の間接コストを本業に転換すること及び管理部門本来の業務に集中させること、ならびに提供する商品、サービスの質の向上を図ることで、企業の業績を拡大できるものと考えております。また、企業のリスク回避の手段としてアウトソーシングのニーズがますます高まっていくものと考えております。

このような企業のニーズに対し、当社は真のアウトソーサーとして質の高いサービスを提供するために、以下の課題に取り組んでいく必要があると考えております。

① 営業力の強化

ペイロール事業において、顧客企業との関係は継続的な取引を前提とするのが特徴であります。そのため、当社の売上高の増大、業績拡大には新規顧客の創造が不可欠なものであります。現在当社の新規顧客獲得は業務提携先からの紹介、既存顧客からの紹介、人脈などの人的ネットワークによる依存が高く、今後は組織的な営業活動の確立が重要であると認識しております。そのためには社内体制の強化とともに、ホームページへのアクセス数や資料請求件数等の増加を目的にしたSEO対策やWEB上への広

告出稿を行うなど積極的な広報活動を行い、広く世間に当社の業務内容の理解を深めていただけるように努力を行ってまいりたいと考えております。

また、事業拡大のためには当社の優位点であるコスト競争力を最大限に生かす観点からも、アライアンスパートナーの拡充を含めた本州地区における営業力強化が必要であると考えております。現在、東京本部、大阪営業所の2拠点により、本州地区における営業強化を図っておりますが、今後は本州2拠点の積極的な営業展開に加えて、他の地域においても今後の営業展開の下地を作るべく広く活動を図ってまいりたいと考えております。

② 業務のスピードアップ、成果物の量産

当社の主たる事業であるペイロール事業は、顧客の状況に合わせて給与計算を代行することにあります。個々の顧客に応じたシステムの構築を行い、対応しておりますが、より効率を高め、大量処理可能な業務フローを構築する必要があると考えております。

③ 業務品質の向上

当社の主たる事業であるペイロール事業において、業務成果物の正確性は、顧客が当社に業務を委託する際の前提条件と考えております。同時に昨今、多くの企業は、個人情報漏洩対策を重要な課題として認識していることから、当社では顧客の信頼確保のために、品質向上の仕組み・体制及び情報管理体制を強化してまいりたいと考えております。

④ 災害等に関わるリスクの分散

今後、企業の災害等リスク回避の手段としてアウトソーシングのニーズが高まることが予想されます。当社では企業のそのようなニーズに応えるため、災害等に備えてリスクの分散を行っておりますが、今後も更なるリスク対策を強化していく必要があると考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

事業区分	事業内容
ペイロール事業	給与計算受託業務

(6) 主要な事業所（平成25年3月31日現在）

本社	札幌市東区
東京本部	東京都中央区
大阪営業所	大阪市淀川区

(7) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34(88)名	6(2)名増	33.8歳	3.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート社員（1人1日8時間換算）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成25年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 10,000株

(2) 発行済株式の総数 3,938株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は537株増加しております。

(3) 株主数 233名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
キャリアバンク株式会社	2,051株	52.08%
佐藤良雄	500株	12.69%
熊谷浩二	147株	3.73%
目時伴雄	145株	3.68%
岡内功	83株	2.10%
山鹿時子	70株	1.77%
葛田正幸	66株	1.67%
SBIビジネス・ソリューションズ株式会社	61株	1.54%
齋藤壮一	51株	1.29%
中嶋康彦	41株	1.04%

（注）自己株式は所有していません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

発行決議の日	平成16年12月20日	
新株予約権の数	68個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 68株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の発行価額	無 償	
新株予約権の行使時の払込金額	83,000円	
新株予約権の行使期間	平成21年2月1日から 平成26年1月31日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)	
役員 の 保有 状況	取締役	保有者数 1名 保有数 23個 目的である株式の数 23株
	監査役	保有者数 1名 保有数 10個 目的である株式の数 10株

(注) 平成16年12月20日発行決議による新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社役員又は当社従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
2. 対象者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、対象者が業務上の災害等で死亡した場合は、対象者の相続人が新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の 状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況（平成25年3月31日現在）

発行決議の日	平成16年12月20日		
新株予約権の数	68個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式	68株	(新株予約権1個につき1株)
新株予約権の発行価額	無 償		
新株予約権の行使時の払込金額	83,000円		
新株予約権の行使期間	平成21年2月1日から 平成26年1月31日まで		
新株予約権の行使の条件	(注)		
付与先	協力関係にある取引先の役員及び従業員	保有者数 保有数 目的である株式の数	1名 25個 25株

(注) 平成16年12月20日発行決議による新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社役員又は当社従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
2. 対象者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、対象者が業務上の災害等で死亡した場合は、対象者の相続人が新株予約権を行使することができるものとする。

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	熊 谷 浩 二	
取 締 役	上 諏 訪 広	第1ペイロール部長
取 締 役	大 作 秀 行	第2ペイロール部長
常 勤 監 査 役	鈴 木 豊	
監 査 役	新 谷 隆 俊	キャリアバンク株式会社常務取締役兼第1営業部長
監 査 役	小 林 董 和	つうけんビジネス株式会社取締役会長

- (注) 1. 監査役小林董和氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、監査役小林董和氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 木戸隆之氏は、平成24年6月26日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4名	23,563千円
監 査 役 (うち社外監査役)	1 (-)	3,870 (-)
合 計 (うち社外役員)	5 (-)	27,433 (-)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成9年3月31日開催の創立総会において年額80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成9年3月31日開催の創立総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は3名、監査役は3名（うち社外監査役は1名）であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、平成24年6月26日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名が含まれることと、無報酬の監査役が2名（うち社外監査役1名）在任していることによるものであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役小林董和氏は、つうけんビジネス株式会社の取締役会長を兼務しております。なお、当社がつうけんビジネス株式会社との間には、事務用消耗品購入等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

監査役小林董和氏は、当事業年度に開催された取締役会23回のうち8回に出席いたしました。主に豊富な業務経験と知識を生かして、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営方針のひとつにコンプライアンス（法令遵守）及び倫理的行動を掲げており、全役員並びに使用人に対して、研修等を通じて法令遵守や行動規範の周知徹底を図り、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動規範」に則った企業活動を行う。
- ② 内部監査部門は、各部門の業務が法令及び定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査し、社長に報告する。
- ③ 法令違反を早期に発見し、違反状態の早期解消を図るために、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報規程に基づく内部通報制度を確立する。
- ④ 企業活動上求められる法令・規則等の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行することを目的とし、コンプライアンス委員会を設置している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書管理規程」、「稟議規程」、「職務権限規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録、稟議書を作成し、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「業務分掌規程」、「職務権限規程」、その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃をする。
- ② 自社情報、顧客情報、個人情報各情報の各情報管理の徹底を図るとともに、漏洩対策にも積極的に取り組み、IT技術の進歩に合わせたセキュリティ体制構築を継続して確立する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を制定し、取締役及び使用人の業務の執行が効率的に行われるよう体制を構築しているが、業務効率の更なる向上を目指し、業務の合理化、IT化を進めていくものとする。

(5) 会社並びに親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 親会社より連結経営の観点から非常勤監査役1名を受け入れており、当社の経営の適正を確保する。
- ② 親会社の関係会社管理規程に基づき、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要な事項について、定期的に報告し、又は事前協議を行う体制を構築する。
- ③ 親会社の内部監査部門から定期的に内部監査を受けており、法令、定款及び社内規程に合致しているかの監査を受けている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記の使用人の人事、評価等については、監査役の意見を聴取し、尊重する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、必要と判断したときは重要な業務執行に関し、監査役に対して報告を行うとともに、必要に応じて稟議書その他業務遂行に関する帳簿及び書類等の提出や、状況説明をする。

② 監査役は、監査役監査規則に基づき次に掲げる業務を行っている。

- ・取締役会への出席
- ・重要な決裁文書の閲覧と確認
- ・取締役忠実義務違反の監査
- ・期中及び期末会計監査
- ・定時監査業務報告書作成、協議
- ・次期監査方針、計画、業務分担の作成
- ・計算書類及び附属明細書の検討並びに精査
- ・監査報告書の作成、提出
- ・取締役の職務執行が適法性を欠く恐れがないかの確認

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役は適宜会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。
- ② 監査役は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対して断固たる行動をとり、一切の関係を持たないことを基本方針とする。

(11) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 取引先の信用調査を適宜実施し、反社会的勢力との契約を未然に防止している他、取引先に反社会的勢力の実質的な関与があると認められる場合は、契約を解除できる旨を契約書に明記して、反社会的勢力の排除を徹底している。
- ② 管轄警察署、全国暴力追放運動推進センター等との外部専門機関との連携を密にして情報入手に努めている。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制評価基本規程」をはじめとする関連規程を整備・運用している。また、金融商品取引法の定める内部統制報告書の提出に向け、内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じ是正措置を実施する。

6. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	365,227	流動負債	31,279
現金及び預金	311,561	買掛金	6,090
売掛金	49,259	未払金	9,367
前払費用	1,693	未払費用	7,556
繰延税金資産	740	未払法人税等	1,102
その他	2,472	未払消費税等	3,166
貸倒引当金	△500	前受金	88
固定資産	74,104	預り金	2,946
有形固定資産	19,764	その他	961
建物附属設備	2,985	固定負債	2
工具、器具及び備品	16,702	繰延税金負債	2
車両運搬具	77	負債合計	31,281
無形固定資産	42,951	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	42,951	科 目	金 額
投資その他の資産	11,387	株主資本	408,045
投資有価証券	5,909	資本金	243,120
敷金	5,468	資本剰余金	78,096
出資金	10	資本準備金	78,096
資産合計	439,331	利益剰余金	86,828
		利益準備金	272
		その他利益剰余金	86,556
		繰越利益剰余金	86,556
		評価・換算差額等	3
		その他有価証券評価差額金	3
		純資産合計	408,049
		負債純資産合計	439,331

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		545,329
売 上 原 価		399,650
売 上 総 利 益		145,679
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		145,200
営 業 利 益		479
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	158	
受 取 配 当 金	255	
業 務 受 託 手 数 料	721	
そ の 他	380	1,516
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	476	
そ の 他	6	483
経 常 利 益		1,511
税 引 前 当 期 純 利 益		1,511
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,478	
法 人 税 等 調 整 額	△112	2,365
当 期 純 損 失		853

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

株主資本		
資本金		
当期首残高		216,483
当期変動額		
新株の発行		26,637
当期変動額合計		26,637
当期末残高		243,120
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		62,723
当期変動額		
新株の発行		15,373
当期変動額合計		15,373
当期末残高		78,096
資本剰余金合計		
当期首残高		62,723
当期変動額		
新株の発行		15,373
当期変動額合計		15,373
当期末残高		78,096
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		272
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		272
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		94,212
当期変動額		
剰余金の配当		△6,802
当期純損失		△853
当期変動額合計		△7,655
当期末残高		86,556

(単位：千円)

利益剰余金合計	
当期首残高	94,484
当期変動額	
剰余金の配当	△6,802
当期純損失	△853
当期変動額合計	<u>△7,655</u>
当期末残高	<u>86,828</u>
株主資本合計	
当期首残高	373,690
当期変動額	
新株の発行	42,011
剰余金の配当	△6,802
当期純損失	△853
当期変動額合計	<u>34,355</u>
当期末残高	<u>408,045</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△164
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	168
当期変動額合計	<u>168</u>
当期末残高	<u>3</u>
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△164
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	168
当期変動額合計	<u>168</u>
当期末残高	<u>3</u>
純資産合計	
当期首残高	373,526
当期変動額	
新株の発行	42,011
剰余金の配当	△6,802
当期純損失	△853
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	168
当期変動額合計	<u>34,523</u>
当期末残高	<u>408,049</u>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

・時価のないもの

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 3～6年

車両運搬具 4～6年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

② 無形固定資産

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額を費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が616千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ616千円増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「受取配当金」及び「業務受託手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「受取配当金」は33千円、「業務受託手数料」は455千円であります。

4. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	33,544千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	916千円
短期金銭債務	557千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
売上高	10,829千円
売上原価	16,248千円
販売費及び一般管理費	524千円
(2) 営業取引以外の取引高	
業務受託手数料	465千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	3,401	537	—	3,938

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加537株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成24年6月26日開催の第15期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	6,802千円
・1株当たり配当額	2,000円
・基準日	平成24年3月31日
・効力発生日	平成24年6月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの平成25年6月25日開催予定の第16期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	7,876千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	2,000円
・基準日	平成25年3月31日
・効力発生日	平成25年6月26日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年12月20日臨時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	68株
新株予約権の残高	68個

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認	287千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	123
投資有価証券評価損	1,765
未払事業所税否認	290
その他	37

繰延税金資産小計 2,505

評価性引当額 △1,765

繰延税金資産合計 740

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △2

繰延税金負債合計 △2

繰延税金資産の純額 737

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産 740千円

固定負債－繰延税金負債 △2

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 37.7%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 73.1

住民税均等割 54.3

軽減税率の適用 △3.8

受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △2.6

その他 △2.2

税効果会計適用後の法人税等の負担率 156.5

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定して行っており、短期的な運転資金については銀行借入等金融機関から調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、営業管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は含まれておりません（（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	311,561	311,561	—
(2) 売掛金	49,259	49,259	—
(3) 投資有価証券	2,614	2,614	—
(4) 敷金	5,468	5,444	△23
資産計	368,904	368,880	△23
(1) 買掛金	6,090	6,090	—
(2) 未払金	9,367	9,367	—
負債計	15,458	15,458	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 敷金

これらは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	3,295

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

11. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の役員が議決権の過半数を所有している会社	キャリアバンク株式会社 (注) 1	札幌市中央区	242,181	人材派遣 人材紹介 再就職支援	(被所有) 直接 52.1	給与計算業務の受託・人材派遣の受入・人材の紹介等 役員兼任	給与計算による売上	10,829	売掛金	916
							人材派遣の受入	16,229	買掛金	557
親会社の役員及びその近親者	佐藤 良雄	—	—	キャリアバンク株式会社代表取締役社長	(被所有) 直接 12.7 間接 52.1	—	新株予約権の行使 (注) 4	39,000	—	—

- (注) 1. 当社の親会社の役員佐藤良雄氏が議決権の53.5%を直接又は間接保有しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。なお、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 上記取引については、全て適正価格で取引を行っております。
4. 平成16年ストック・オプションとしての新株予約権の行使であり、行使価格は1株につき78,000円であります。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

キャリアバンク株式会社（札幌証券取引所に上場）

13. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 103,618円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 244円35銭 |

14. 重要な後発事象に関する注記

子会社の設立について

当社は、平成25年4月5日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議し、平成25年5月3日に設立いたしました。

(1) 子会社設立の目的

当社は、日本での現在及び将来のアウトソーシングサービスの事務作業量拡大に対応すること及び中国を将来的に新たなマーケットとして開拓することを目的として、中国に子会社を設立することといたしました。

(2) 子会社の概要

- | | |
|---------|------------------------|
| ① 名称 | 栄光信息技术（青島）有限公司 |
| ② 所在地 | 中華人民共和国山東省青島市 |
| ③ 代表者 | 熊谷 浩二（当社代表取締役社長） |
| ④ 事業内容 | 情報処理サービス他 |
| ⑤ 設立年月日 | 平成25年5月3日 |
| ⑥ 資本金 | 100万元（約15百万円 1元=15円換算） |
| ⑦ 出資比率 | 当社100% |

15. その他の注記

該当事項はありません。

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

更に、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成25年5月17日

株 式 会 社 エ コ ミ ッ ク

常勤監査役 鈴木 豊 ①

監 査 役 新 谷 隆 俊 ①

社外監査役 小 林 董 和 ①

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第16期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項の規定に基づき、当社第16期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の計算書類のご承認をお願いするものであります。

議案の内容は、前記提供書面（17頁から26頁まで）に記載のとおりであります。

第2号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第16期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2,000円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は7,876,000円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日といたしたいと存じます。

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、任期満了取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふり氏 (生年月日)	がな名 (略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況))	所有する当社株式の数
1	くま がい こう じ 熊 谷 浩 二 (昭和46年4月10日生)	平成7年4月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成16年2月 当社入社 管理部長 当社 取締役管理部長 平成16年6月 当社 代表取締役社長（現任）	147株
2	かみ す わ ひろし 上 諏 訪 広 (昭和39年3月17日生)	平成10年2月 株式会社定鉄商事（現株式会社東光ストア）入社 平成16年4月 同社 財務部次長 平成17年8月 株式会社ツルハ入社 経理部次長 平成17年11月 株式会社ツルハホールディングス 経理部次長 平成18年9月 当社入社 管理部管理課長 平成19年6月 当社 取締役管理部長 平成20年6月 当社 取締役管理部長兼システム部長 平成21年4月 当社 取締役管理部長 平成24年4月 当社 取締役第1ペイロール部長（現任）	2株
※ 3	あら や つとむ 荒 谷 努 (昭和49年2月1日生)	平成8年4月 セントラル自動車株式会社（現トヨタ自動車東日本株式会社）入社 平成13年11月 京セラタイコム株式会社（現京セラ株式会社）入社 平成16年4月 当社入社 平成20年6月 当社 管理部管理課長 平成24年4月 当社 執行役員管理部長（現任）	7株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役鈴木 豊氏及び新谷隆俊氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	すず 鈴 (昭和27年3月1日生)	き 木 ゆたか 豊	平成9年4月 北包漣株式会社入社 総合企画部長 平成13年5月 同社 取締役就任 総務本部長 平成15年10月 日北酸素株式会社入社 平成16年10月 当社入社 平成16年12月 当社監査役就任(現任)	5株
2	しん 新 (昭和31年4月3日生)	や 谷 たか 隆 とし 俊	平成2年8月 キャリアバンク株式会社入社 平成8年7月 同社 取締役就任 平成12年6月 同社 取締役営業部長就任 平成14年7月 株式会社セールスアウトソーシング監査 役就任 平成15年5月 当社監査役就任(現任) 平成21年8月 キャリアバンク株式会社常務取締役第1 営業部長就任(現任)	10株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役及び監査役に付与する新株予約権については、会社法第361条及び第387条に定める報酬等に該当いたします。

当社は、平成9年3月31日開催の当社創立総会において、取締役報酬については年額80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役報酬については年額20,000千円以内とする旨ご承認いただき、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役及び監査役に対する報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認をお願いするものであります。

なお、第16期定時株主総会で取締役選任議案及び監査役選任議案が可決された場合の取締役は3名となり、監査役は3名となります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役、監査役及び従業員の職務遂行並びに業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とするものであります。

また、当社取締役及び監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役及び監査役の報酬等として相当であると存じます。

なお、当社取締役及び監査役の新株予約権の報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額とし、新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとします。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び従業員

3. 本定時株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式400株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

400個を上限とする。なお、当社取締役及び監査役（社外監査役含む。）に割り当てる数は当該上限の範囲内とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、前項（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の札幌証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値、又は割当日終値（当日に取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のうち、いずれか高い方の額に1.05を乗じた金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は1円未満の端数を切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月1日から平成33年6月30日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は権利行使の時点においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。

ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

② その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得条項

以下の場合において、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

- ① 当社が消滅会社となる合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し当社株主総会の承認決議がなされた場合。
 - ② 新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部又は一部の行使が可能と見込めない場合。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部について放棄もしくは返還等の意思を示した場合。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) その他の新株予約権の募集事項については、取締役会決議において定める。

以 上

メ モ

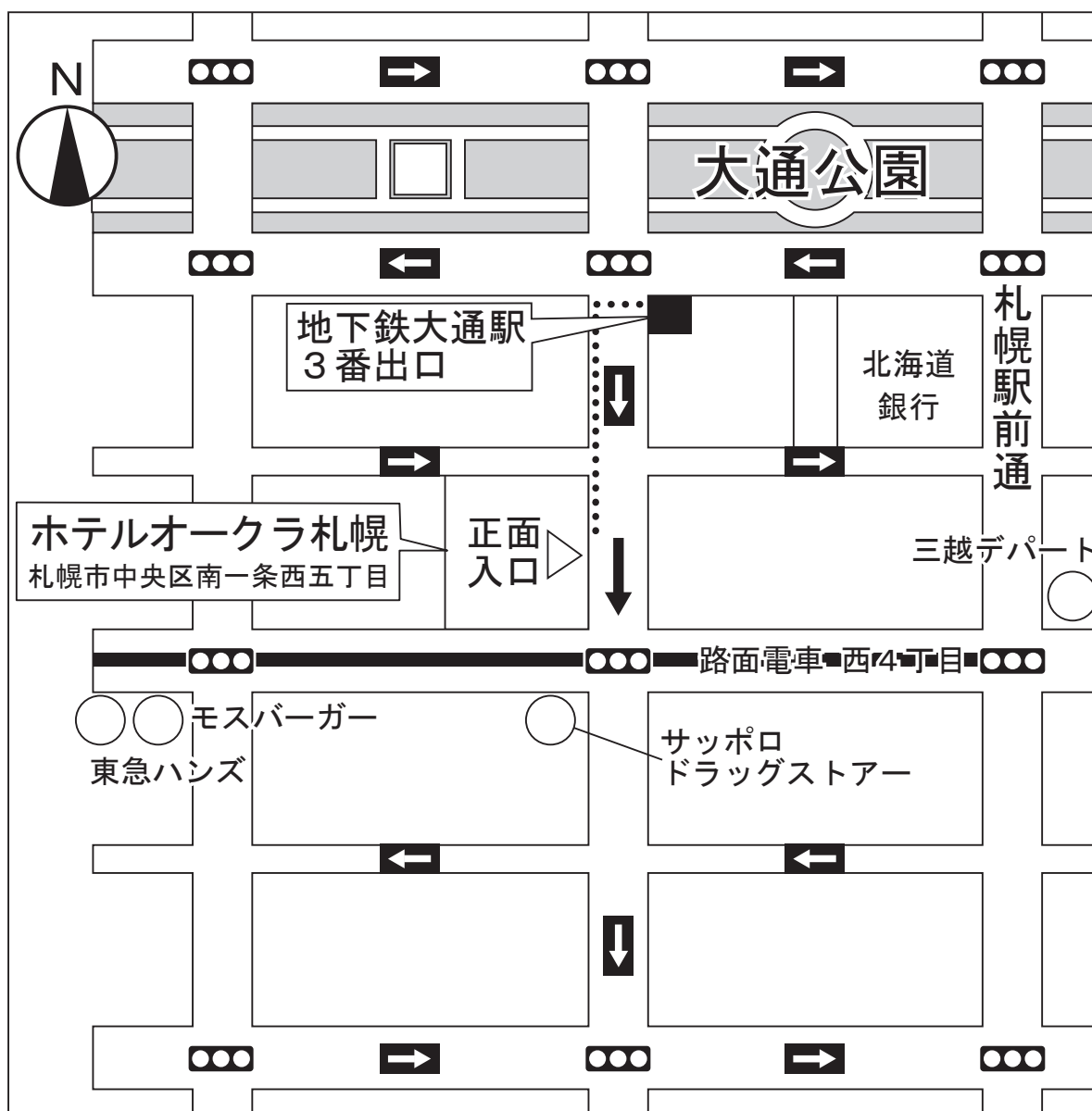
A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南一条西五丁目9番地1

ホテル オークラ札幌 2階 フォンテーヌ

TEL (011) 221-2333 (代)



[交通機関]

地下鉄「大通」駅から…3番出口より徒歩約1分